

# 旧広島市民球場跡地イベント広場 マルシェ出店の料金・流れ・規約



## 料金

### 出店料がかかります

出店料：1日あたり5,000円前後 ※変更する場合があります。  
売上手数料：基本なし ※手数料を設定する場合があります。

## 出店までの流れ

事務局がご案内するイベントへの出店には登録が必要です  
※登録無料

### < 出店登録（随時受付） >

出店希望者は、事前に旧広島市民球場跡地イベント事務局へ出店登録をしてください。  
「マルシェ出店規約」をお読みいただいた上で、事務局へメール ([park1@c-kikaku.co.jp](mailto:park1@c-kikaku.co.jp)) に必要提出書類を添付し、送信してください。

#### (必要提出書類) 出店登録申込書、主な販売商品画像

※提出書類内容に変更があった場合は、事務局にご連絡ください。



### < 出店申込書・必要書類の受理・審査 >

ご提出いただいた書類の内容確認を行い、結果を通知します。



### < 出店募集の告知 >

事務局から出店者募集の告知がメールで届きます。



### < 出店希望の連絡 >

出店を希望する場合は、事務局にメールでお知らせください。事務局から出店の可否を返信します。



### < 出店当日までのやり取り >

出店当日のスケジュールや販売物の確認など、事務局とのやり取りがあります。



### < 出店当日・売上報告・出店料金支払い >

出店当日：設営開始・撤収完了時には、スタッフにお声がけください。  
売上報告：出店終了後、1週間以内に事務局へ売上報告書を提出してください。  
お支払い：事務局から出店料などの請求書が届きます。請求書受取日から2週間以内にお振り込みください。

## < 次年度 >

事務局から、次年度の出店継続希望の確認メールが届きます。希望する場合は、出店登録時と同様の書類（最新版）をメールで事務局までお送りください。

# 出店規約

## 旧広島市民球場跡地イベント広場 マルシェ出店規約

本規約は、旧広島市民球場跡地イベント事務局（以下「当事務局」という。）が運営する旧広島市民球場跡地イベント広場（以下「当広場」という。）にて、当事務局がご案内するマルシェにおいて、販売を希望する個人または企業・団体（以下「出店希望者」）の出店申し込み、および出店に係る遵守事項を定めたものである。出店希望者は以下に記述する出店規約を十分に確認し、同意するものとする。

### 第1条（出店登録）

- 1 出店希望者は、事前に当事務局へ出店登録をすることとする。
- 2 出店登録料は無料とする。
- 2 出店希望者は「マルシェ出店登録申込書」と「主な販売商品の画像」を、当事務局へメールにて提出して登録を申し込むものとする。
- 3 出店希望者は当事務局が定めるイベントの開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する個人・企業・団体などに限定する。また当事務局は、当事務局の出店基準に従い、個人・企業・団体、商品・サービスなどが出店に適するか否かを決定する権利を持つものとする。
- 4 当事務局は出店登録申込資料等を審査後、出店登録の可否をメールにて通知する。出店登録を認めた出店希望者（以下「出店者」という。）への登録完了メールの送信をもって、出店者は当広場へ出店する権利を有するものとみなす。なお、出店希望者は出店の可否に関する異議申し立てをすることはできない。
- 5 出店者による他者への出店権利の譲渡は禁止する。
- 6 出店登録申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当事務局へ新たな出店登録申込資料等を提出すること。

### 第2条（出店登録申込の禁止）

以下各号に該当する者は出店申し込みを行うことができない。また、出店希望者および出店者は自身が以下各号に該当する者ではないこととする。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人および未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行を終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者および有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (8) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）

(9) その他当事務局が不相当と認めた者

### 第3条 (出店登録申込の受付中止)

当事務局は、前触れなく出店登録申込の受付を中止することがある。

### 第4条 (出店者募集の告知)

当事務局は、出店可能な日時等の情報を出店者にメールにて通知する。出店希望者は、当事務局に出店する意思をメールで連絡すること。

### 第5条 (出店場所・販売方法)

- 1 当事務局から出店希望者に対して出店の可否を通知する。
- 2 出店場所は当事務局が決定する。当事務局の都合により、当初予定していた出店場所および区画が急遽変更となる場合がある。
- 3 納品、陳列、販売、検品は出店者が行うものとする。
- 4 当事務局は事前に出店者に通知の上、出店に係る立会検査を行うことができる。

### 第6条 (出店にかかる料金)

- 1 出店にかかる料金は次の通りとする。
  - (1) 出店料は1日あたり5,000円前後とする。イベント内容や電気水道の利用などにより、当事務局が都度設定する。
  - (2) 売上手数料は基本なしとする。ただし、イベント内容などにより、当事務局が手数料を設定する場合がある。
  - (3) 商品を会場まで郵送する場合の送料は、出店者負担とする。
  - (4) 施設備品(以下の表を参照)を使用する場合は、別途使用料を請求する。

	品目	数量	単価(1日)		品目	数量	単価(1日)
1	折りたたみイス	20	200円	11	ボールパーテーション	20	2000円
2	テーブル	10	1000円	12	ウェイト	8	300円
3	電気ドラム	4	300円	13	簡易PAシステム	1	10000円
4	テーブル用台車	1	無料	14	USB電源アダプター	1	300円
5	イス用台車	1	無料	15	電源タップ	8	200円
6	脚立	1	無料	16	デシベル計測器	1	1000円
7	手押し台車	4	無料	17	ヨガマット	50	500円
8	マルシェ用屋台	10	3000円	18	スタンドライト	2	3000円
9	サインスタンド	8	2500円	19	ヘッドセットマイク	2	2500円
10	テント	2	3000円	20	有線LANルーター、ケーブル	1	10000円

- 2 出店者は、期間内の出店が終了後、最終出店日から1週間以内に、当事務局が準備する売上報告書へ以下の事項を記入し、提出することとする。
  - (1) 出店日ごとの商品購入者数(ワークショップ、体験ブースの場合は体験者数)
  - (2) 出店日ごとの商品名、商品単価、販売数、売上金額
  - (3) その他報告事項
- 3 売上報告書を提出後、請求書が当事務局から送付される。出店者は、請求書に定める期日までに前項

の料金およびキャンセル料（発生した場合のみ）を、指定された金融機関口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は出店者が負担する。

- 4 本条第2項により支払われた出店料金は、出店者に返還されないものとする。ただし、当事務局の責による予期せぬ出店中止等が発生した場合はこの限りではない。

#### 第7条（販売可能な商品）

加工食品、飲料（アルコール飲料の場合は免許必要）、生鮮食品（野菜、果物など）、雑貨、工芸品、特産品などとする。

#### 第8条（販売禁止商品）

販売禁止商品は次の通りとする。

- （1）要料理商品や刺身、生クリーム、カットフルーツ、生ジュースなど、腐敗変質しやすいもの
- （2）食品衛生法および都道府県条例の規定に違反しているもの
- （3）販売にあたり法令上必要な要件を満たしていないもの
- （4）著作権、商標権、パブリシティー権、育成者権などを侵害しているもの
- （5）その他、当事務局が販売禁止と判断したもの

#### 第9条（出店内容の調整）

- 1 出店者は、当事務局が指定する期日までに、出店内容を確定し、その内容を連絡することとする。期日までに確定連絡のない場合は、出店しないと見なすことがある。
- 2 出店者は次の各項目に該当する場合、事前に当事務局へ申し出ること。
  - （1）BGM等の音出しをする場合
  - （2）搬入・搬出に車両を使用する場合
  - （3）電気・水道・火気を使用する場合
  - （4）テント・テーブル・発電機などの設置物を持ち込む場合
  - （5）その他、行政等への許可申請が必要な行為を行う場合

#### 第10条（車両）

車両を当広場内に進入させる場合、出店者は以下の点に注意することとする。

- （1）車両での搬入・搬出を行う場合、事前に当事務局が発行した車両通行許可証をダッシュボードに掲出して当広場内を通行すること
- （2）作業終了後はすみやかに車両を移動させ、指定場所以外には駐車しないこと
- （3）来場者が多い状況での車両の移動は控えること。移動する場合は車の前に誘導員を付けるなど、安全に配慮すること

#### 第11条（出店当日の順守事項）

出店者は以下の項目を遵守することとする。

- （1）自らの責任および費用負担において、来場者に対する接客、販売、アフターフォローや、出店者間のトラブルなど、全ての対応を行うこと
- （2）当事務局や当広場のスタッフから指示がある場合はそれに従うこと

- (3) 指定されたブースの位置を許可なくずらすなど、出店者による出店位置の変更はしないこと
- (4) 搬入開始および撤収完了時には、現場スタッフにその旨を申し伝えること
- (5) 持ち込み備品は、自身の出店スペースに収めること。備品が風で飛ばないように対応すること
- (6) 当事務局が用意する基本設備以外、販売に関わるものは出店者各自で用意すること。ただし、当広場の設備（屋外コンセント、散水栓、排水枡、有線 LAN コンセント）や備品の使用を希望する場合は、事前に当事務局に連絡し、指示に従うこと
- (7) 火器を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- (8) 保健所および消防による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当事務局へその旨を報告し、改善すること
- (9) 出店ブース内で BGM 等音出しをする場合、隣接する出店者に迷惑がかからない音量（8時から19時は50デシベル、19時から翌8時は45デシベルまで）および態様にとどめ、かつ、必要とされる音楽の権利処理を、出店者の責任および費用負担で行うこと
- (10) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- (11) 自責による施設および備品等の破損、紛失について、当事務局は一切の責任を負わない
- (12) 商品、売上金および貴重品等の盗難、紛失、損傷等について、当事務局は一切の責任を負わない。それらのトラブルを認識した場合、速やかに当事務局に通知すること
- (13) 出店業務で出たゴミは持ち帰ること。ただし、当広場側での有料回収は相談に応じる。また、イベント主催者がゴミの管理、回収を行う場合はこの限りではない
- (14) 営業終了後、使用した区画を原状復帰すること。自己の備品等を敷地内に放置しないこと

## 第12条（当日の禁止事項）

1 当広場では以下の行為を禁止とする。

- (1) 来場者や他出店者に対する迷惑行為や営業妨害
- (2) 大声および拡声器を使っての呼び込みや、強引な勧誘
- (3) 出店者の過度な飲酒および指定場所以外での喫煙
- (4) 危険物など禁止されている物品の持ち込み、展示および販売
- (5) 他の出店者の商品、肖像および来場者の肖像の無断撮影、並びに撮影物を複製またはインターネット上に無断アップロードするなど、権利を侵害する利用
- (6) 出店ブースの全部または一部を有償または無償で第三者に譲渡または貸与する行為

## 第13条（出店内容の変更、出店のキャンセル）

- 1 出店者の都合による出店内容の変更およびキャンセルをする場合は、出店日の3営業日前までに当事務局へ報告するものとする。
- 2 前項の報告なく出店を取りやめた場合、出店者は1日当たり5000円のキャンセル料を当事務局に支払わなければならない。ただし、出店当日が大雨、強風、大雪などの悪天候や天変地異の場合、かつ当事務局への出店キャンセルの報告がある場合、キャンセル料は発生しないものとする。
- 3 出店を無断キャンセルした場合、以後出店を認めない場合がある。

## 第14条（販促・広報活動）

- 1 出店者は、販促・広報活動を行う際、当広場の商号（ロゴ等含む。）を無断で使用してはならない。

ただし事前に当事務局の許可を得た場合はこの限りではない。

2 出店者は、以下の事項に同意することとする。

- (1) 当事務局または当事務局の指定する者が、出店当日のイベントおよび当事務局が企画、運営、関係する他のイベントの広報および運営を目的として、出店当日のイベントで販売された商品、出店者の肖像を含む開催風景を写真または映像で撮影すること（撮影された写真および映像を以下「プロモーション素材」という。）
- (2) 当事務局、出店当日のイベント主催者・スポンサー、当事務局が指定する第三者が、プロモーション素材および出店者ホームページや SNS 等に登録された出店者の出店タイトルや出店商品の写真、情報等を、本 WEB サイト、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、DM、パンフレット等の印刷物に利用すること（以下「本利用」という）
- (3) 本利用は、期間および場所を限定されず、かつ出店者に対する対価の支払いを要しないこと
- (4) 出店者は、前項に定めるプロモーション素材の撮影および本利用に関し、当事務局または当事務局の指定する第三者に対し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこと

## 第 15 条（契約解除）

1 当事務局は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
- (2) 振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、または支払停止または支払不能の状態に至ったとき
- (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立を受けたとき等財産状況が悪化したとき
- (4) 財産状況が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (5) その他出店者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき

2 当事務局は、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

## 第 16 条（契約の消滅）

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、当広場が滅失した場合、契約は当然に消滅する。

## 第 17 条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症、戦争行為等その他不可抗力と認められる事故、または、当広場もしくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当事務局および出店者は互いにその責を負わないものとする。

## 第 18 条（問い合わせ）

マルシェ出店に関する当事務局への問い合わせは以下の通りとする。

旧広島市民球場跡地イベント事務局

〒730-0854 広島市中区土橋町 7-1 (株)中国新聞企画サービス内

電話：082-208-2090 メール：park1@c-kikaku.co.jp

営業日：平日のみ（土日祝日は除く）

受付時間：9時30分～17時30分

※受付時間外の問い合わせは、氏名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上、メールもしくは当広場ホームページの問い合わせフォームにて行うこと。受付時間外、営業日以外の問い合わせは翌営業日受領扱いとする。

#### 第19条（本規約の変更）

当事務局は、自らが必要と認めるときに、申込者および出店者の一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、当事務局は変更後の本規約の内容および変更の時期を当広場ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、出店登録、出店者がマルシェの出店を行った場合には、本規約の変更に同意したものとみなす。

#### 第20条（協議）

本規約に定めがない事項および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

#### 第21条（個人情報保護）

当事務局は、出店希望者および出店者が登録した個人情報について責任をもって管理し、出店希望者および出店者の同意なしに第三者へ開示しないこととする。

#### 第22条（合意管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、広島地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上

2022年12月1日 制定